

福祉的支援が必要な刑務所出所者への支援について
～更生保護施設の立場から

更生施設 甲突寮 施設長
更生保護施設 横浜力行舎
補導主任 三好 新一



更生保護施設とは、犯罪等を起こし、刑務所や少年院に収容され仮釈放を受けた人々などの受け皿になる施設です。一定期間で就職し、貯蓄をして、本来の社会生活を送る事ができるよう支援をする施設ですから、入所したその日からでも、求職や貯蓄、健全な生活力を得るなどの自助努力の支援をしています。しかし昨今は、高齢者、障がい者など、求職以前に解決しなければならない問題点を抱えた人が多くなってきた事も事実です。

今までもこのような人々が、社会から顧みられず、刑務所で生涯を終えるという人生を歩んでいる事実が多くあったにも関わらず、これらの人々を救いあげるような仕組みがほとんどないに等しかったのです。ところが、ここ数年でその制度が動き始めたのです。

地域生活定着支援センター制度発足以前から、横浜力行舎では保護観察所や福祉事務所等の協力で、高齢者、障がい者を福祉につなげるコーディネートの役割の一部を担ってきました。生活保護法による更生施設「甲突寮」を併設していますので、福祉につなげるノウハウは比較的持っているのですが、今後、刑務所等出所者の福祉の支援を得ていくためには、地域生活定着支援センター、保護観察所、福祉事務所等関連機関の連携が必須になります。

横浜力行舎は、明治時代に設立されました。その設立趣旨には、犯罪等を行った青少年を劣悪な環境に戻さず再犯を防止することや、刑務所内の障がい者社会復帰援助にあったと聞きます。この制度はそれらの原点を振り返る良い機会なのではないかと受け止めています。

(※寄稿のため「障害」を「障がい」と表記しています)

必要な支援につなぐ

横浜保護観察所の保護観察官は、「高齢者や障害者でありながら出所後、働くこともできず、住居もない。また、食べることもできない生活となっても、頼れる人がいないことで、次第に生活が行き詰まり、結果的にこのような犯罪をせざるを得ない状況となります。社会的な支えがあれば再犯を防ぐことができるのでは」と、本来は福祉の支援が必要な人たちがいることを訴えます。

こうした人たちへの支援は、これまで行政から個別の依頼等で受け、

福祉施設等が支援してきた事例も少なくありませんが、刑務所等にいる段階から、入所者で福祉的な支援の必要な人を見極め、出所後福祉サービスにつないでいく仕組みの必要性が明らかになりました。

横浜刑務所では、平成二十年から受刑者の福祉的支援のニーズを把握し、申請手続き等の助言を行う社会福祉士等が配置され、その役割にあたっています。

支援者と継続的なつながりを

また、「神奈川県地域生活定着支援センター」(以下、「センター」が、平成二十二年十二月に、(社)神奈川県社会福祉士会に設置される(県委託)、横浜保護観察所からの依頼で、県内の矯正施設入所で支援の必要な人の帰住先や福祉施設等への入所調整、他都道府県との受入調整など、福祉サービス等につなぐ役割を担うことになりました。また他県刑務所等からの本県に帰住を希望した人に対して、当面の住む場所の確保や生活保護申請に向け、福祉事務所との調整、入所施設への利用手続きといった支援を行います。

また、「神奈川県地域生活定着支援センター」(以下、「センター」が、平成二十二年十二月に、(社)神奈川県社会福祉士会に設置される(県委託)、横浜保護観察所からの

刑務所の社会福祉士は、支援した人が、出所後のグループホームに馴染めず退所してしまった経験

(企画調整・情報提供担当)

保護観察所・刑務所等矯正施設・センターが連携した取り組みが広がるだけでなく、本人の地域生活を支える支援者として、福祉関係者に期待される役割が大きくなっています。